

大和市監査委員告示第21号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和6年10月30日

大和市監査委員 佐藤 光 徳

大和市監査委員 中 村 一 夫

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
- 2 監 査 対 象 大和市立小・中学校
- 3 監査対象期間 令和5年4月～令和6年9月
- 4 監 査 年 月 日 令和6年10月28日、29日、30日
- 5 監 査 の 方 法 この監査は、大和市監査基準に従い、大和市立小・中学校〔小学校5校（大和東、深見、桜丘、柳橋、引地台）、中学校2校（光丘、引地台）〕において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - (1) 予算執行に関する事務
 - (2) 給食費の経理に関する事務
 - (3) 補助金等の経理に関する事務
 - (4) 備品管理に関する事務
 - (5) 薬品管理に関する事務
 - (6) 切手・はがき・図書カードの受払に関する事務
 - (7) 出勤票・休暇届に関する事務
- 6 主 な 着 眼 点
 - ・ 予算執行が適正かつ効率的に行われているか
 - ・ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか
 - ・ 前回の監査における指導事項が改善されているか
- 7 監 査 結 果 財務に関する事務等の執行は、適正に執行されているものと認められた。